

## 質問及び回答（介護予防ケアマネジメント中心）

質問	回答
同じ週に、予防給付相当と A 型サービスを利用するのはどのようなケースか。	例えば、訪問型サービスにおいて、入浴等身体介護の提供を受ける日と家事援助のみの日がある場合が考えられる。
短期集中予防サービスも現行の二次予防事業である「いきいき教室」と同様、年度内に 1 回の利用に限られるのか。	短期集中予防サービスは、概ね 3 カ月間の短期集中支援により生活機能改善等の目標達成を目指すものとして位置付ける。したがって、繰り返し利用することは想定していない。 しかし、一旦終了した後、入院治療期間があったため再度機能向上のために本サービスが必要という事態も想定されることから、利用者に応じた適切なケアマネジメントの上で判断していただきたい。
月の途中で利用するサービスが変更になった場合、ケアマネジメントはどのタイプになるのか。	月末時点の利用サービスによるタイプです。 例えば、短期集中予防サービス終了後、A 型サービスのみを利用した場合は、ケアマネジメントⅡとなる。 また、A 型サービスから予防給付相当サービスに変更した場合は、ケアマネジメントⅠとなる。
居宅介護支援の件数と介護予防支援の業務受託件数を合わせて 40 件以上になると介護報酬の逓減制度があるが、新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントの受託件数も含まれるのか。受託件数に制限はあるのか。	介護予防ケアマネジメントの受託件数は含まれない。受託件数に制限はないが、利用者の処遇に影響がないよう、適切な範囲で受託されたい。
新規の元気度調査実施は 4 月 1 日以降か。	基本的には元気度調査の実施日から事業対象者となりサービス事業が利用できるため、前もって元気度調査を実施することはない。しかし、準備期間を考慮し、今年においては 1 カ月前の 3 月 1 日から実施していただくことも可能。 その場合、被保険者証の「認定年月日」は 3 月の元気度調査実施日、「認定の有効期限」の開始日は「平成 29 年 4 月 1 日」となる。
認定有効期間満了日が 3 月 31 日の要支援者に対する元気度調査はいつから実施するのか。	福井市では、認定有効期間の 60 日前から実施可能としている。（福井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 14 条第 3 項）